

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）について

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

1. 改正の趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第 2 条第 1 項第 4 号の規定により、病院等において行われる保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条及び第 6 条に規定する業務については、労働者派遣が原則禁止とされているが、厚生労働省令で定めるものが派遣就業の場所となる場合については、労働者派遣が認められている。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）附則第 4 項において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務に係る人材確保のための特例措置として、看護師及び准看護師が行う保健師助産師看護師法第 5 条及び第 6 条に規定する業務のうち、特例臨時接種（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）附則第 14 条第 1 項の規定により改正法第 5 条の規定による改正後の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく新型コロナウイルス感染症のワクチンの予防接種をいう。）に係る業務については、厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院等について労働者派遣を行うことができることとしている。今般、令和 5 年 4 月 1 日以降について、予防接種を行う看護師等を確保することに相当な困難が生じることが予想される状況にないことから、同年 3 月 31 日をもって当該特例措置を廃止することとするもの。

- また、労働者派遣法施行規則附則第 5 項において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 2 第 1 項に規定する臨時の医療施設（以下単に「臨時の医療施設」という。）における看護師等の人材確保のための特例措置として、看護師及び准看護師が臨時の医療施設において行う保健師助産師看護師法第 5 条及び第 6 条に規定する業務のうち、新型コロナウイルス感染症に係る業務については、令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り、臨時の医療施設について労働者派遣を行うことができることとしている。

今般、令和5年3月31日が到来することから、当該規定を削除するとともに、同年5月7日までの経過措置を設けるもの。

2. 改正の概要

1. ワクチン接種会場への看護師等派遣に係る特例措置の廃止

- 労働者派遣法施行規則附則第4項を削る。

2. 臨時の医療施設への看護師等派遣に係る特例措置規定の削除

- 労働者派遣法施行規則附則第5項を削る。
 - ※ ただし、令和5年5月7日までは労働者派遣を行うことができることとする経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和5年4月1日